

令和7年度主任相談支援専門員養成研修

多職種協働（チームアプローチ）の 考え方と展開方法

蒲郡市障がい者支援センター

中川 学

岡崎市障がい者基幹相談支援センター

大木 基史

※令和元年主任相談支援専門員養成研修（国研修）の資料（東美奈子さん）
をベースとしています。

本科目のねらい

- ・ 多様な障害者を支援するために、医療・保健・福祉・介護・教育・労働・司法・行政等の多職種協働について理解を深める
- ・ 多職種協働(チームアプローチ)が円滑に機能するための技術向上を図り主任相談支援専門員としての役割が理解できる
- ・ 利用者中心の支援を根本に多職種協働(チームアプローチ)の意義を学び実践できる
- ・ コミュニティワークを基本として個別支援と地域づくりに関与できる

本日の講義と演習の流れ

講義・演習内容	ポイント	時間
1. 導入	獲得目標の説明および主任として必要な多職種協働の柱について講義	11:05 5分
2. 講義① 制度・事業からみえる 多職種協働	いろいろな制度や事業からみえる多職種協働について講義 連携についての実践事例	11:10 20分
3. 演習 主任相談支援専門員として 多職種との連携におけるアプローチ方法について考える (演習1と演習2の間で昼休憩)	1. 介護との連携について (困っていること・アプローチ方法) 昼休憩 2. 医療・教育・雇用・司法等との 連携について (困っていること・アプローチ方法) 3. 演習のまとめ	11:30 45分 12:15 60分 13:15 45分 14:00 5分
4. 講義② 多職種連携のポイント	医療・介護・教育・雇用との連携のポイントについて	14:05 10分
5. 講義③ 多職種協働するために	3つの柱を中心に主任相談支援専門員が多職種協働するためのコツについて整理する	14:15 35分 14:50

主任相談支援専門員としての 多職種協働3つの柱

1. 個別事例における連携

困難事例のフォローアップの実践およびモデリング

2. 地域づくりにおける連携

コミュニティワークの実践およびモデリング

3. 多職種連携の土壤づくり

他職種・他法人同士のベクトル合わせと
協働できる土壤づくり

多職種協働は

いろいろな文化をもつ人々が、お互いの文化の違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、
ともに生きていく “多文化共生”

医療・保健・介護・福祉・教育・雇用・司法・・・なども
違う文化を持ちながら共生していくべきで、
各職種が目標を共有し、ともに力を合わせて活動することを“多職種協働”という

多様な分野がしっかり協働していくこと

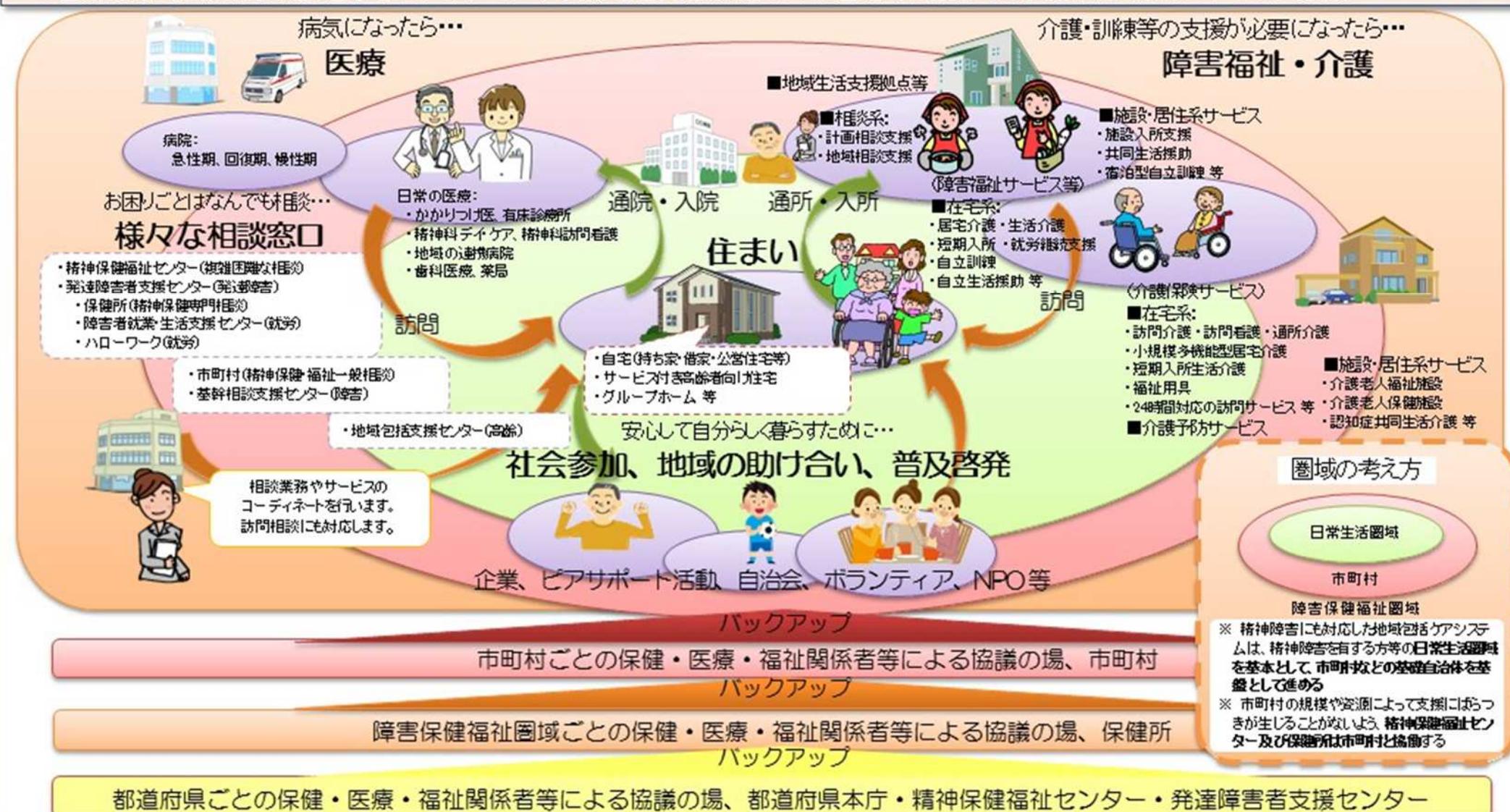
いろいろな制度・事業から見える 多職種協働

と

連携についての実践事例

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポートー、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
 - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
 - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】
地域移行等意向確認体制未整備減算 5 単位／日

② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をしやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位



【見直し後】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位／日

- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位／日

- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

地域(希望生活)移行・定着推進協議会を軸に

- H25年から地域移行支援の実績があり、市内事業所でも実績がある
- 68歳18年入院の方の地域移行支援を包括支援センターと協働、アパートへの退院が実現
- 地域移行の件数ではなく共生社会の実現を目指す
- 包括、ケアマネの参加者は、長寿課に人選してもらう
- 精神科医療機関の参加は欲張らず1か所に厳選
- 入所施設も参加
- 研修で地域移行支援の制度や必要性を確認(アドバイザー事業活用)
- 医療機関、ケアマネも含む参加者で直接意見のやり取り
- 精神科病院見学ツアーを企画
- 「措置中児童のアセスメント報告会」を小部会に位置づけ

その他

- 市内入所施設のモニタリングに同行
- 意思決定支援に係る手掛けり・ヒアリングシート作成協力
- 試行的に意思決定支援会議に参加
- 市外の入所施設見学

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
 - ・障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

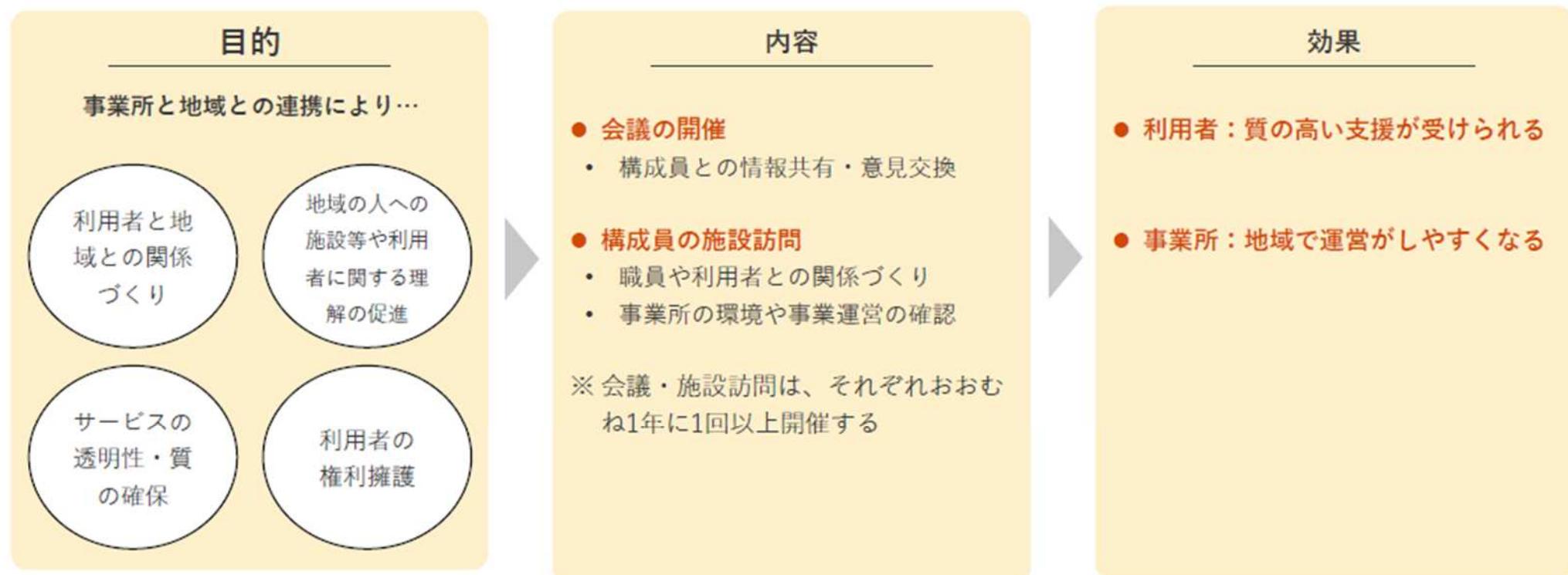
«地域との連携等【新設】»

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



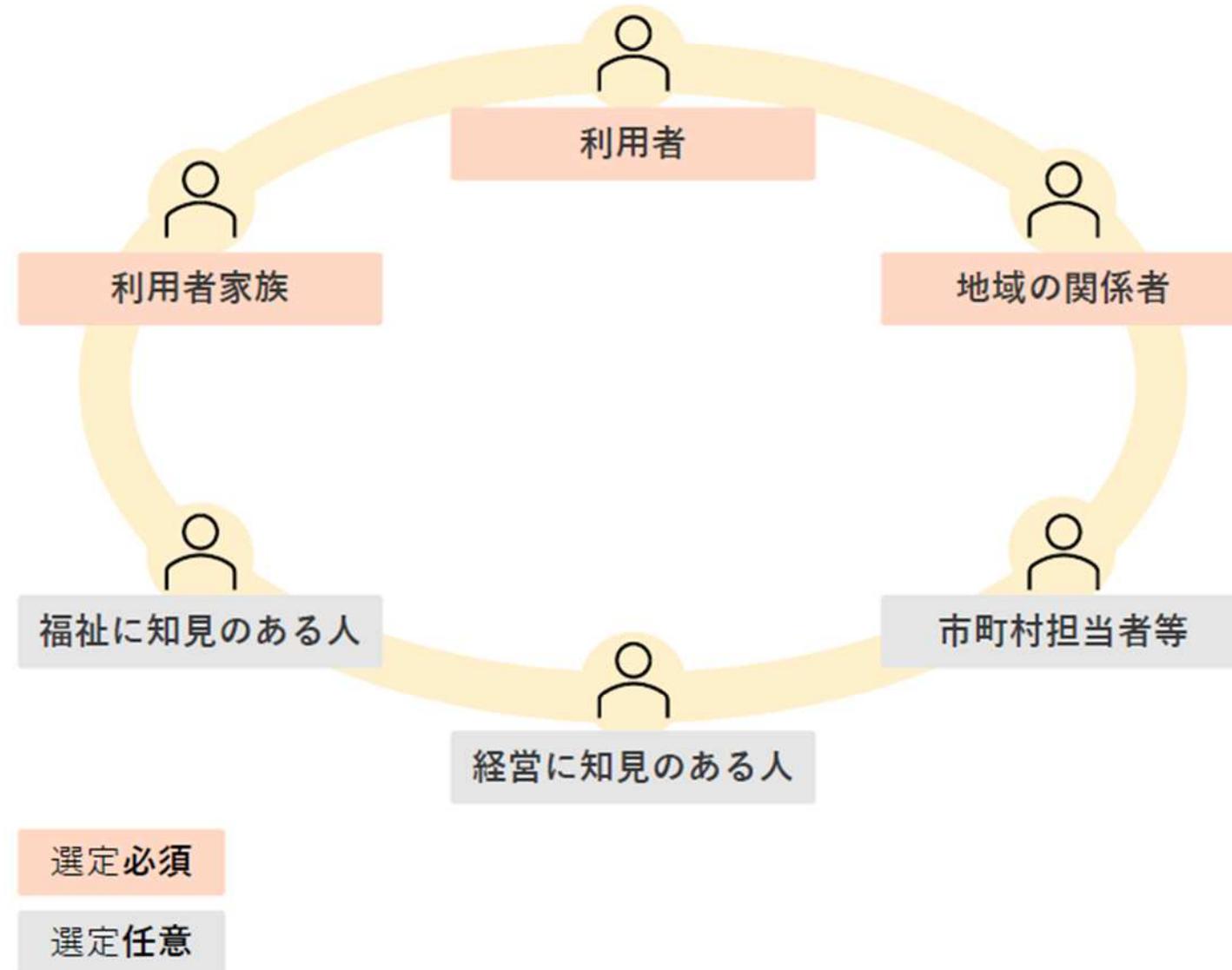
地域連携推進会議の目的・内容・効果

- 事業所と地域との連携による ①利用者と地域との関係づくり、②地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進、③サービスの透明性・質の確保、④利用者の権利擁護を目的に、事業所が設置する外部の目を入れた会議体。
- 会議の開催による構成員との情報共有・意見交換と、構成員の施設訪問による職員や利用者との関係づくり、事業所の環境や事業運営の確認を行う。
- 利用者にとってはより質の高い支援が受けられる効果がある。また、地域との連携を深めることで、事業所にとっても、地域での運営がしやすくなる効果がある。



会議の構成員

- 会議の構成員は、「利用者」「利用者家族」「地域の関係者」「福祉に知見のある人」「経営に知見のある人」「市町村担当者」などを想定。このうち、「利用者」「利用者家族」「地域の関係者」は必ず選出することが必要。
- 人数は5人程度。



GH連絡調整ワーキング

- ・ 日中支援型GHの増加
- ・ 蒲郡に所縁のなかった法人が運営するGHへのフォロー
- ・ 法人の枠を超えた合同の勉強会の開催、情報共有

その他

- ・ 市民まちづくりセンター、社会福祉協議会生活支援コーディネーター、総代、民生委員等へ説明

多職種協働をするのは・・・

- ・ 医療・保健・福祉・介護・教育・雇用・司法・行政
- ・ 商業・工業・農業などの産業
- ・ 地域住民

など

地域にある“あらゆる人・物・場所”が対象

なぜ多職種協働は必要か？

ひとりの当事者の支援をしているから協働はあたりまえ



事業所で…学校で…家庭で…

生活が変わるわけではない

人が変わるわけではない



とてもシンプルな話です！情報を共有し、
一緒に実践知を出し合い、役割分担をし、
利用者中心にともに喜べる関係を創ればよいのです。

なぜ多職種協働に困難さを感じるのか？

- 相手のことを知らない？
 知ろうとしていない？
- 相談支援専門員自身が
 自分のことを解かっていない？
 伝えられていない？ PRできていない？
 (仕事の内容もできることも得意分野も…)

ここが課題

意外と知られていない…

相談支援専門員という名称や仕事内容
(どこにいるの？ 何をしてくれる人？)

なぜ多職種協働に困難さを感じるのか？

- 職種による違い

相談支援専門員自体も基礎資格としては
多様な文化をもっている…

歴史・文化・教育背景・アイデンティティ
大切にしている倫理・価値観など…
言語の違いや表現の違いもある…

- 法人による違い

同じ言葉を使っていても意味合いが違う場合も多い

理念・目的・目標・実践・大切にすること
人材育成ビジョンなど…

それぞれの分野に独特の世界観がある

演習

セッション1 介護との連携について考えよう

セッション2 医療・教育・雇用・司法等との連携の中から ひとつ選んで考えよう

演習

各グループ(6人程度)で他職種と連携するにあたり、主任相談支援専門員としてすべきことを考えていただきます。

〔セッション1〕

- ・ 介護との連携について…

介護保険への移行時または世帯支援等においてケアマネと連携する場面を想定して考えてみましょう。

1. 連携で困っている点・理想とする形をあげてみよう(15分)

(自分が困っていることでも相談されて解決できないことでも)

2. 困っている点をどのようにすれば乗り越えられるか？

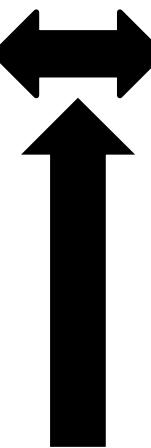
主任相談支援専門員として工夫すべきことを考えてみよう

(25分)

ワークシート

困っていること

理想の形



主任相談支援専門員として工夫すべきこと

演習

各グループで他職種と連携するにあたり、主任相談支援専門員としてすべきことを考えていただきます。

〔セッション2〕

- ・ 医療・教育・雇用・司法等との連携について…ひとつ選んで考えてみましょう

1. 連携で困っている点・理想とする形をあげてみよう(15分)

(自分が困っていることでも相談されて解決できないことでも)

2. 困っている点をどのようにすれば乗り越えられるか？

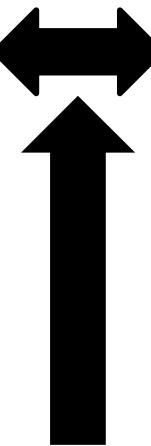
主任相談支援専門員として工夫すべきことを考えてみよう

(25分)

ワークシート

困っていること

理想の形



主任相談支援専門員として工夫すべきこと

- 3つの柱 1. 個別事例における連携
2. 地域づくりにおける連携
3. 多職種協働の土壤づくり

私は地域づくりや土壤づくりを意図的にすることがまだまだ上手くありません。一人でやろうとすると不安に押しつぶされそうになります。地元で、場合によっては近隣市、圏域とも一緒に取り組むことで上手く行く事もあると感じています。

良さそうな取り組みにかませてもらう。仲間に入れてもらう。どこかの真似もよいと思います。逆に誰かが真似できるように発信する、仲間に入れる、一緒にやる、を意識すると良いと思います。

この後大木さんへ続きます

多職種との連携のポイント

医療との連携

- ・ 医療従事者のつぶやき

「相談支援って何してくれるの？

患者さんに会いに来たら調子悪くするし…」

「指定特定だの…指定一般だの何回聞いてもわからない」

「いつ電話しても電話がつながらない。たまに繋がっても担当者がいない。

折り返して来たらこっちが忙しいときで話せないし…」

「いろいろやってくれるけど、わが街に何人くらいいるの？」

「忙しいってばっかり言うけど相談支援専門員さんって何人くらいひとりが担当しているの。担当の人じやないと全くわからないの」

「何を頼んだらいいのかわからない」

医療との連携

・ 相談支援専門員のつぶやき

「電話しても誰につないでもらえればいいのかわからない。ずっと待たされる。

出たと思ったらまた変わる。都度同じ説明しないといけないんだよ」

「主治医に確認します…ばかり。全部医師に確認しないとだめなの？」

「入院中なのに家族が居ないからって他科受診に同行してくださいって

言われた。自分の仕事なのかなあ。しかも当たり前みたいに言われたよ」

「医療観察法病棟の人の退院カンファレンスで病状とか聞いたら、そのことは、

医療と医療で情報共有しますから、住居探しだけ手伝ってくださいって…

状況も分からぬのに家だけ探せないよね」

「介護保険に移行する年齢なのに介護認定受けずに退院…ヘルパー入れて
欲しいって言われても困るよ」

お互いのつぶやきからみえること

- ・ お互いの業務内容も業務時間も体制も理解していないということです
- ・ 日ごろ使わなければ、名称が分からることは当たり前です
↓ しかし…
- ・ お互いがわからない…では何も進みません
↓ なので…
- ・ 丁寧かつ複数回の説明が必要です
- ・ パンフレットなどがあればよいかもしれません
- ・ わからないことをわかったふりでやり過ごさないようしましょう

医療機関の特徴(一部)

大なり小なりヒエラルキーが存在します

つまり決定権が現場の人に無いことが多いのは事実です

また、ひとりひとりは良いと思っても集団になるとだめなこともあります



なので…聞きたいことはあらかじめ伝えておいていつまでに返事が欲しいか伝えておきましょう

医療機関外のことは情報が少ないので事実です

また、多職種が存在しているがゆえに情報共有ができていないことがありますし情報が客観的に伝わっていないこともあります



なので…持っている情報は丁寧に伝えましょう。

好意的に少し無理してやってしまうとずっとできると思われがちです。

できることとできないことははっきり伝えましょう

介護との連携の場面

○65歳で障害福祉サービスから介護サービスに変わるとき

- スムーズな移行のために移行システムを作りましょう
- 相談支援専門員は関わったときから65歳も見据えた自立支援を心がけましょう
- 共生型サービス等の利用も視野に入れましょう
- お互いのサービスについて理解を深めましょう

○ケアマネが関わっている家に障害を持った人がいて、高齢者が障がい者を支えていた場合

- 主任相談支援専門員にはこのような相談が舞い込むことが考えられますので、同行訪問をしながらできることを考えたり、アドバイスしたりしましょう

介護との連携のポイント

- ・ 障害福祉サービスと介護サービスのサービス名の違いやサービス内容・単価の違いについて学びあう機会をもつ
- ・ 相談支援専門員ができることとケアマネができることの違いについて学びあう機会をもつ
- ・ お互いに相談できる関係作り
- ・ 得意としていることをお互いに知り合う
- ・ 一緒に事例検討等でケースを通じて学びあう場を作る
- ・ 基幹相談支援センターと包括支援センターで情報交換の場を持つ
- ・ 移行事例では介護保険に移行するまでに準備しておくことについて相談支援専門員が準備ができるようにする
- ・ 多問題家族については一緒に考える場を持つ

障がい福祉サービスから 介護サービスへの移行

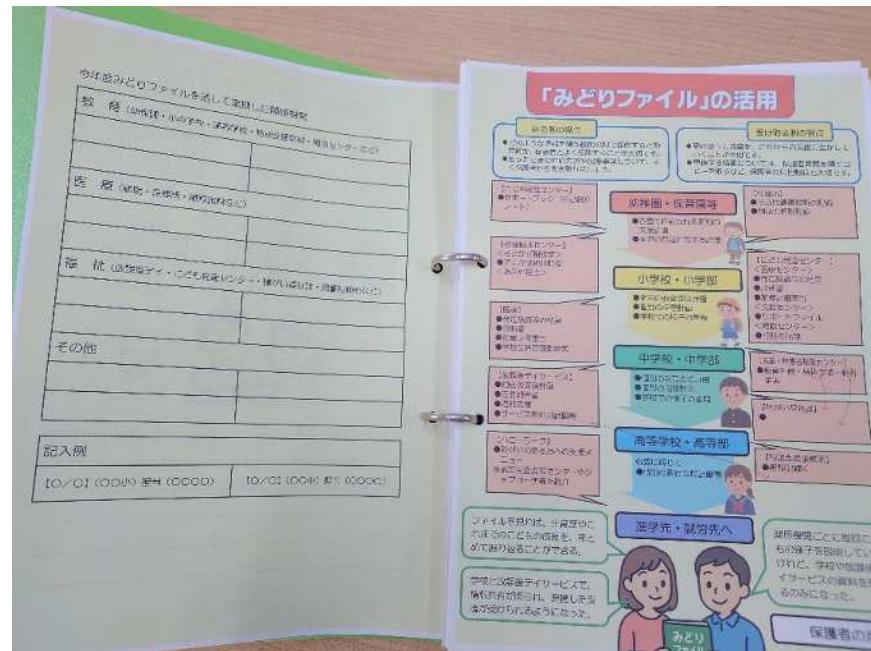
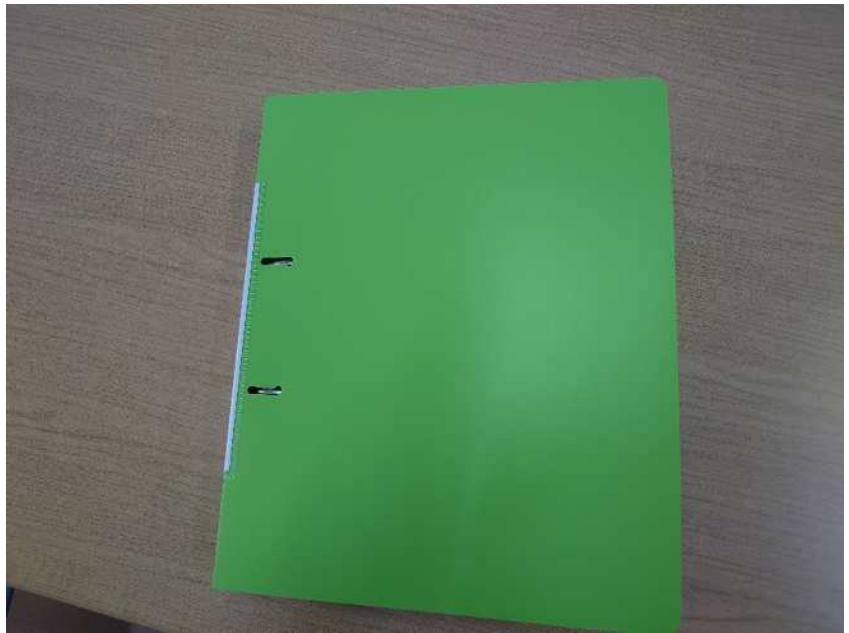
- ・ 障害福祉サービスは65歳の前々日で支給期間終了となります。
- ・ 終了の約3か月前には、計画担当の相談支援事業所かご本人様に介護サービスへの切り替えを案内しております。障がい福祉サービスが終了するまでの間に介護認定を受けていただくことになります。
- ・ 介護認定の結果で**自立(非該当)**となった場合は、障がい福祉サービスの利用が可能となりますので、障がい福祉サービスの更新手続きが必要になります。
- ・ 65歳未満の方でも2号該当であることがわかれれば、介護サービスへ移行していただくことになります。



教育との連携のポイント

- ・ 教育計画とサービス等利用計画・個別支援計画をお互いに共有できる仕組みづくり
- ・ お互いのわからない言語について聞ける関係作り
- ・ 相談支援について知ってもらう機会を持つ
- ・ 価値観の違いについて相談支援専門員と教員との間で話し合う場を作る
- ・ 相談支援専門員が担任と話し合う場を作る
- ・ 本人家族と教員と相談支援で話し合う(教育現場では教員等支援者中心になりやすい)
- ・ 卒業後の知識が少ないので情報提供をする
- ・ 地域生活を意識した発想(暮らしの意識)の提案
- ・ 暮らしの情報を教員に伝える
- ・ 権限がない立場で相談支援専門員が関わることでつなぎの役割を担う

みどりのファイル(岡崎市版サポートブック)



雇用との連携のポイント

- ・ 就労系の事業所や就業・生活支援センター・職業センター、ハローワーク等との連携はもちろん、他分野との連携も視野に入れる
(福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内というパンフもできている)
- ・ 資源として地元にある企業も視野に入れる
- ・ 商工会議所等が企画する街おこしイベント等に参加する
(見学だけでは効果が薄いので参加する)
- ・ 相談支援専門員ができる話を話す
(例えば就労したときの支援方法や支援機関等)
- ・ 当事者を知つてもらう機会を作る(見学や体験の場)
- ・ ひとりのケースを中心に信頼関係を築く
- ・ 雇用との連携については就労系の事業所との連携も必要

司法との連携のポイント

- ・ 司法の流れ(逮捕～拘留～起訴(不起訴)～裁判～収監～出所等)は、理解しておく
- ・ 障害に対する知識は偏っている事が多いので、丁寧に説明をする。
- ・ 厳格な日時(拘留期間や出所時期)があることを理解する
- ・ 面会等も規則があり、簡単でないことを理解する
- ・ 弁護士会などで、障がい者支援などの勉強会を開催してくれるがあるので、出会いの場、理解の場として参加する。
- ・ 「よりそい弁護士制度」なども知っておくと良いかも
- ・ 触法障がい者に対する偏見を捨てる

多職種協働するために ～相談支援専門員のすべきこと～

- ・相談支援専門員自身が自分の仕事について再確認すること→できること・できないこと
- ・主任相談支援専門員は、市区町村の中で相談支援専門員が何をすべきかの共通理解を図ること→必ずすべきことを明確に
(地域を基盤としたソーシャルワーク)
- ・相談支援専門員の業務を見える化
(協議会で検討する)

多職種協働するために ～お互いがすべきこと～

- ・ お互いの違いについて知ろうとすること
 - **みんなちがってみんないい♪♪**
 - 違うからこそ一緒に考える
一緒に実践する意味がある
- ・ 同じ言葉を使っていても、職種によってニュアンスが違うことを意識する→ニュアンスの違いも話し合い理解しあう
- ・ 場を共有し、顔の見える関係を作ることがスタート
- ・ 場を協議会でつくり、場に参加できる仕掛けを創る



役割があることが大切！その役割を積極的に担うこと

(地域生活支援拠点作りでは役割ができるなど)

主任相談支援専門員として 多職種連携するためにはどう働きかけるか？

3つの柱で考える

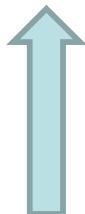
個別事例における協働
地域づくりにおける協働
多職種協働の土壤づくり

多職種連携するためにどう働きかけるか ～個別事例からの協働～

- ・なぜこの事例が困難事例なのか？
本人(個人)の問題？ 環境(地域)の問題？
- ・どこが課題なのか？
- ・困難事例にしているのは誰か？

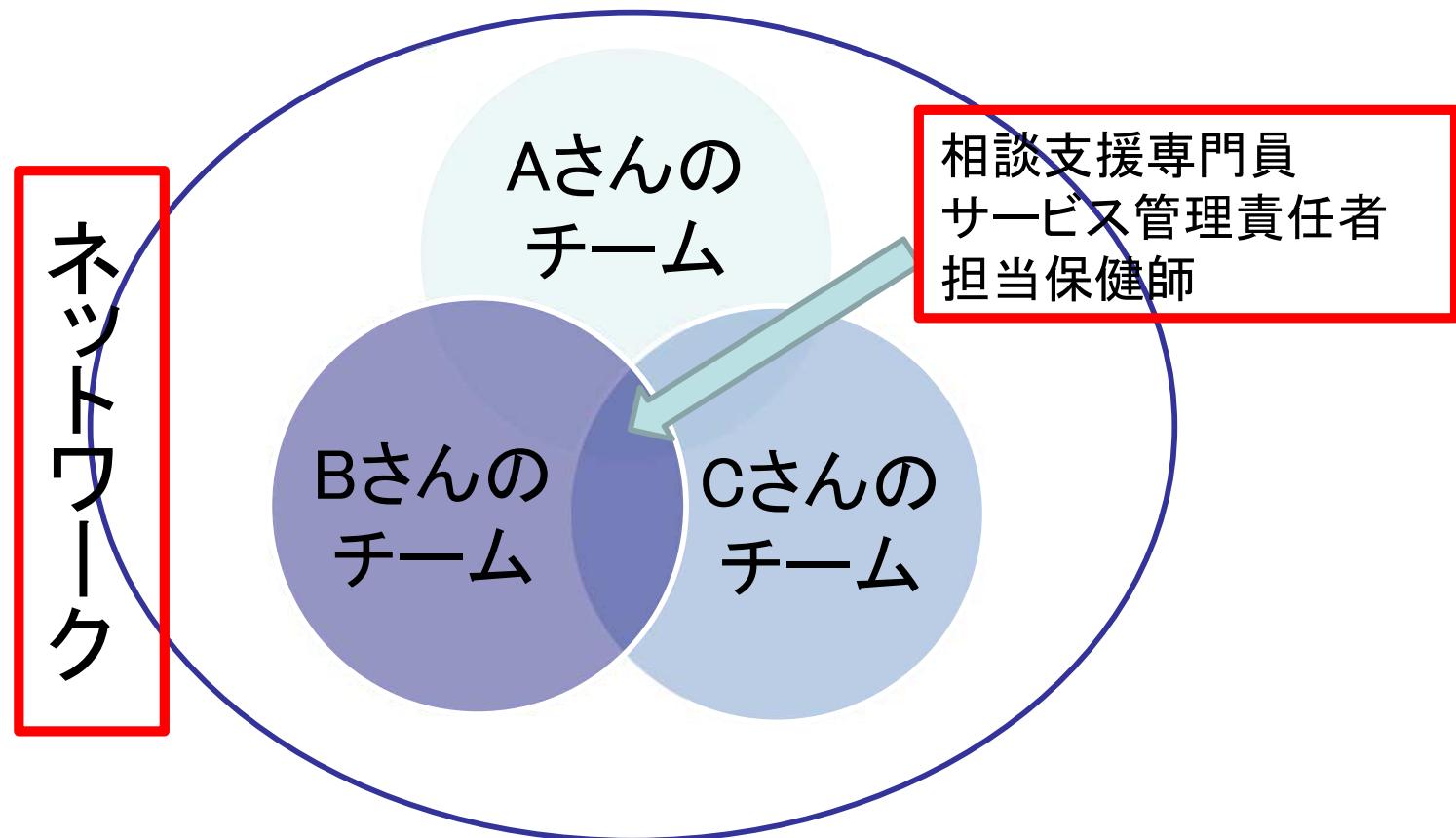


困難事例を共有(困ったことの共有)から
資源開発へ・新たなニーズの発見へ

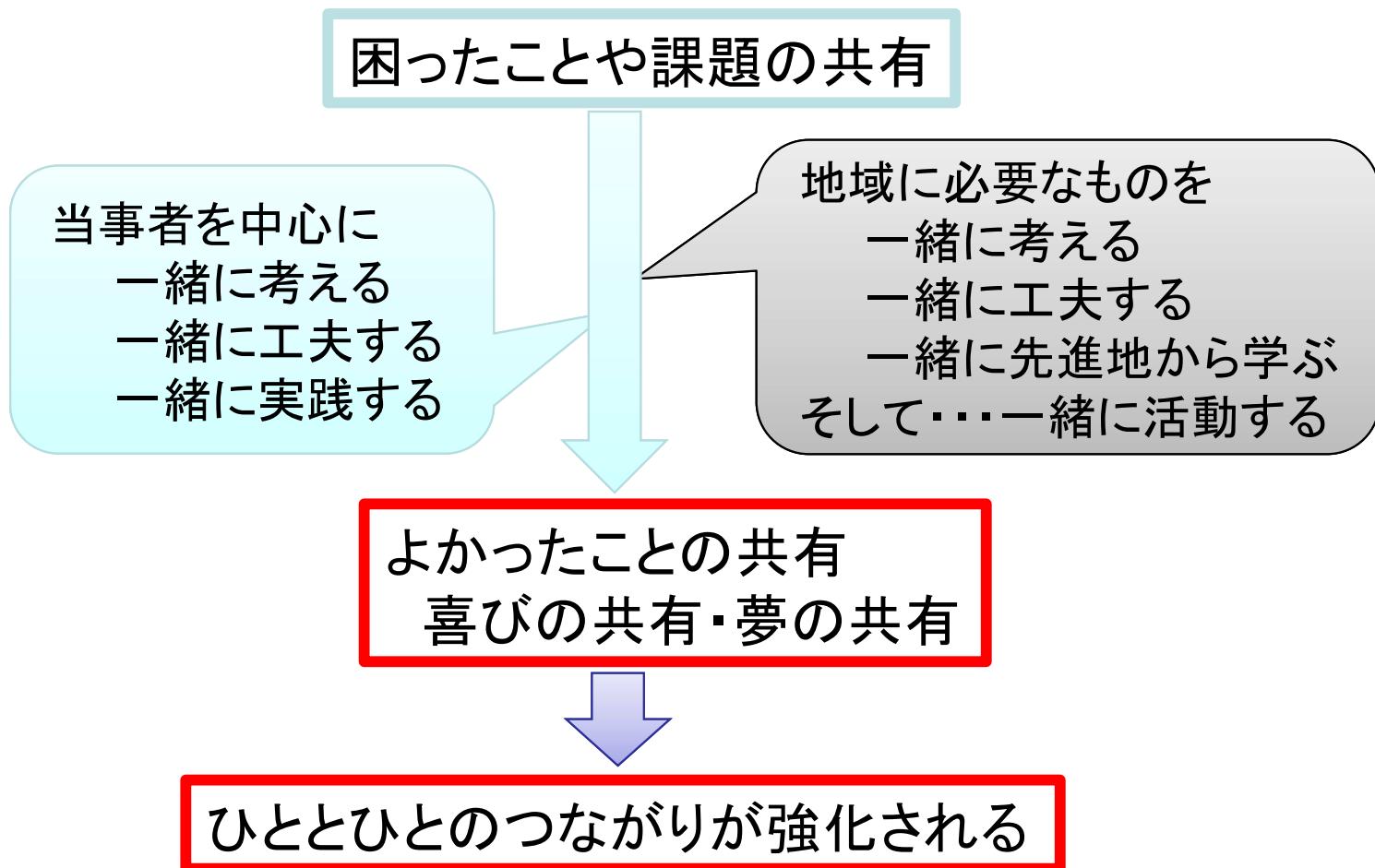


自分が関わっているケースでも
主任相談支援専門員として相談された場合でも同じ

重なり合うチームからネットワークへ



個別支援におけるつながりから ネットワークや地域支援体制は強化される



主任相談支援専門員としてすべきこと

- ・個別の事例について相談支援専門員が困っていないか？アンテナを張る
- ・サービス提供事業所等が困っていないか？アンテナを張る



利用者が困っていないか？につながる

相談支援専門員のやりがいにつながるように(燃え尽きの防止)

【実践例】

- ・基幹相談支援センターで日時を決めて個別相談会
　相談されたことの報告も受けてともに喜びも共有すること
- ・事例検討会や同行訪問・事業所訪問で情報収集
- ・サービス等利用計画と一緒に検討する時間を持つ
(主任相談支援専門員の役割を協議会等で明確にする)

多職種連携するためにどう働きかけるか ～地域づくりからの協働～

・ 地域を知ることからはじめる

「地域で暮らしている人」「人々の暮らしぶり」「暮らしやすい社会資源」

- ・ 誰もが暮らしやすい地域づくりのために何をするか？
- ・ 地域を知るための留意点

1. 対象地域の決定

2. 社会資源の洗い出し

3. 地域力を明らかにする(地域独自の活動等)

4. 協力者を募る(みんなでがんばろうという意欲喚起)

5. 住民力を活用する

どのような地域を目指すのかを考える

このような地域を創るために誰と連携するのかを考える

当事者がとびっきりの資源として地域を変えていく

福祉に対する地域の意識が高くなる

インフォーマルな資源となった人達が満足する

当事者自身や支援者のエンパワメントが高まる

社会資源を柔軟に開発・活用

当事者が相談できる場所はある

当事者が地域から隔絶された印象を持つ

↑
地域の成熟度

“あつたらいいな♪こんな資源”を実現する

1. 誰と一緒に考えるか？(誰を巻き込むか？)

⇒個別支援における課題としての検討

2. 協力者と一緒に考える(5W1Hで)

⇒地域課題としての整理になる

3. 地域住民を巻き込みながら

⇒地域密着型の資源に育てる

共に活動すると
相互理解が深まる

4. 当事者の成長を促す関わり

⇒当事者自身が資源になる

5. 活動を広げていく

⇒新たな協力者を見つける

(啓発にもつながるし地域づくりにもつながる)

“連携システムをつくる”ために

出会い

- ・ 顔見知りになる
- ・ 出会いと語り合い

育み

- ・ 一緒にやってみる
- ・ 企画と運営

成長

- ・ 一緒に喜ぶ・一緒に楽しむ
- ・ “仲間”を増やす

スタートはフォーマルでもインフォーマルでもOK
やりたいことからスタートしよう！お互いの強みを活かして

職種や立場による違和感を解消

違和感 = 視点の違い



お互いを知ろうとすることから…
意見交換は大切(但しポジティブシンキングで)

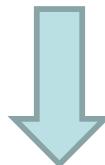


批判からは何も生まれない

相手を受け入れる度量をもつ
得意技にも“違い”があることを意識
⇒相手の得意技を利用する気持ち
⇒お互いに利用できる(役割分担)

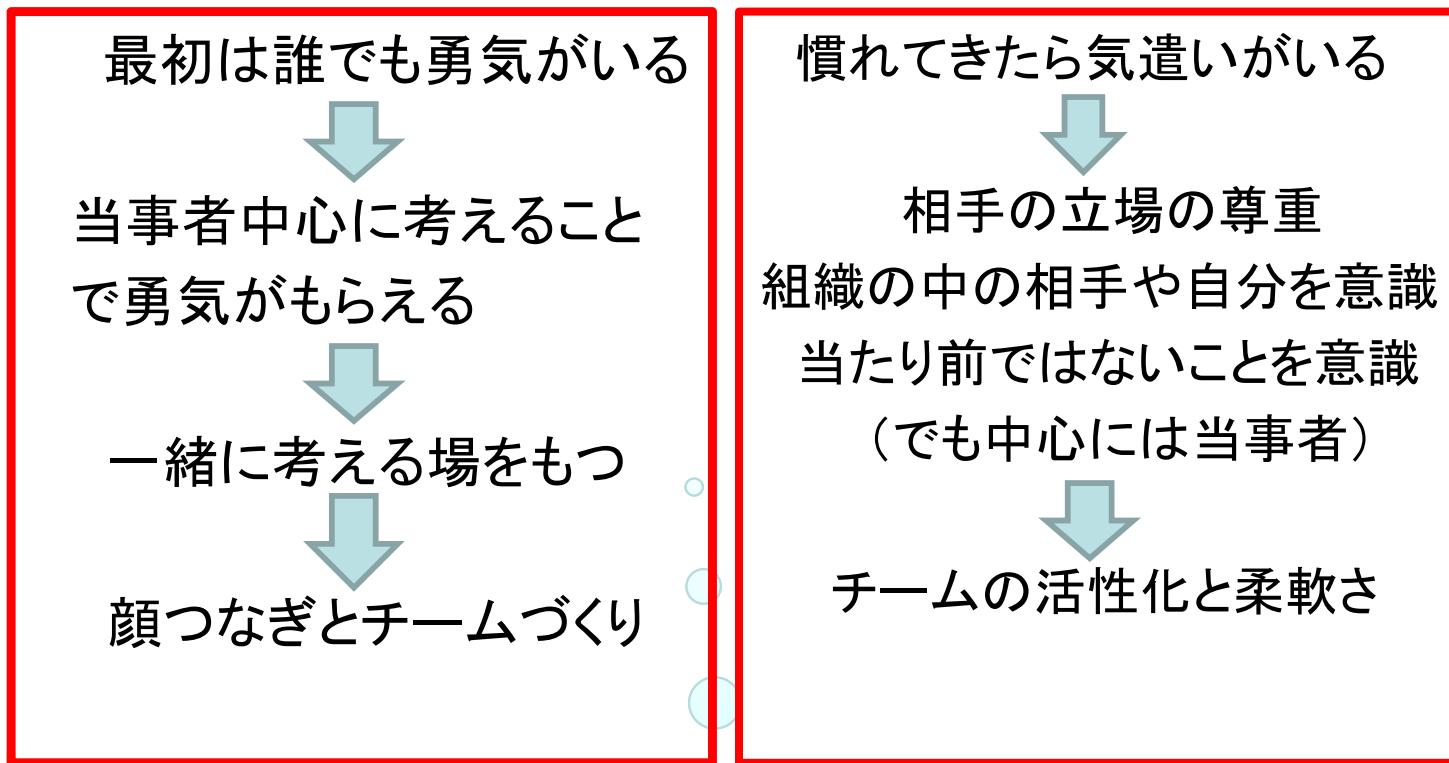
思いやりの気持ちで

連携のコツは・・・相手の特徴を知ることから
例えば勤務時間・職場の特徴・人となり



- * 一緒に企画運営やひとりの人の支援をしながら関係が深まる(ここまでやると相手が楽かも…という気持ち)
- * 相談支援専門員が困っていることに力を貸してもらうことと他職種が困っていることに力を貸すこと…の**両面**から考え実践することが大切

組織や立場が違う人が協働する



当事者・支援者・地域の力を信じて任せる
相互関係の中で活かされている

主任相談支援専門員としてすべきこと

- ・ 地域課題の抽出をして解決方法を話し合う場をつくる
- ・ 相談支援専門員の意見を集約する→協議会を通じて街全体で考える仕組みをつくる
- ・ 多機関がつながる場づくり(点と点を線でつなぎ面にしていく)

【例】

- ・ 小学校・中学校・高校でメンタルヘルス講座
- ・ 医療的ケア児が普通小学校に通学できるように実際のDVDを作り配布(養護教諭への働きかけ・親の会との協働等)
- ・ 車いすの人も視覚障がい者も通りやすい歩道づくりや商店街に生活弱者を支援する拠点づくり
(街づくり担当者や商店街との協働)

多職種連携の土壤づくり

他職種・他法人同士のベクトル合わせと
協働できる土壤づくり

多職種が利用者さんを中心に 協働するためには

- ・ お互いの情報を“利用者さんから聴いた言葉で伝える”
“具体的に伝える”
お互いの主観の入らない工夫
 - ・ 支援者のアセスメントや支援者の想いは
“I(主語が私)メッセージで伝える”
本人否定と感じさせない工夫
- 利用者が想っていることが率直に伝わる
支援者の主観が入らない・誤解を招かない

利用者主体の支援ができる

協働のコツは“ひとがつながること”

- ・ 計画を支援会議で共有
- ・ お互いが顔の見える関係であること
(会ったことがない・・・は論外)
- ・ 相談支援専門員はサービス提供事業所等での利用者さんの顔も知っていること
- ・ 違和感を感じることはお互いに伝えられること
(ポジティブシンキングでリフレーミングして)
- ・ 利用者中心を忘れない

価値観が違う人が協働するには

- ・ お互いに価値観について認め合うこと
率直に語りあうことがスタート
対立は意見の対立にする
(感情の対立にしない)
- ・ 協働することで“よかつた体験”や
“楽になった体験”を積み重ねる

主任相談支援専門員としてすべきこと

“多職種をつなぐ” ことをみせる

→縦のつなぎ役…年齢で分けられない

→横のつなぎ役…地域で生きていることを意識
(学校だけがすべてではない等)

地域を基盤としたソーシャルワークの実践

→どのような重い障害があろうとも住み慣れた地域で安心安全の暮らすことができる街づくりの実践

→地域全体をコーディネートする

岡崎市での取り組み

○岡崎市の概要



面積: 387.20km²

人口: 38万1338人

高齢化率: 23.7%

手帳所持者数: 身体…11,325人

療育…3,523人

精神…5,713人

障がい福祉サービス受給者証発給数

総数: 5,570人

18歳以上: 3,185人

18歳未満: 2,385人

相談支援事業所数: 21事業所

相談支援専門員数: 52人

(常勤換算40.2人)

岡崎市内の相談支援体制構造

＜相談支援の3層構造＞

岡崎障がい者基幹相談支援センター
(1か所)

委託相談支援事業所
(市内6か所:16人)
※ 計画相談支援も実施

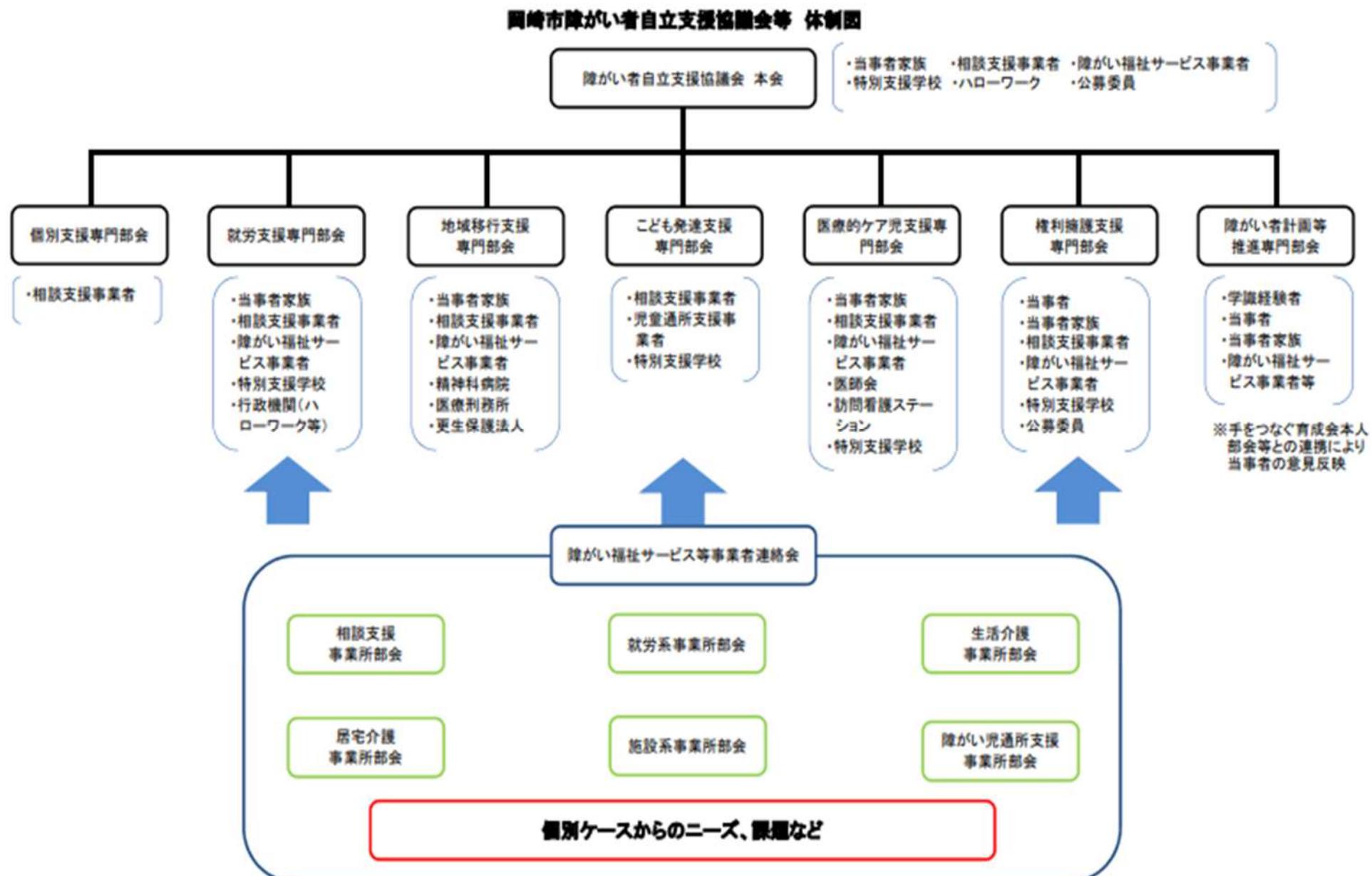
指定特定相談支援事業所
(市内15か所)

- ・市内相談支援事業の「体制整備」「人材育成」
- ・市内相談支援事業所のフォロー
- ・困難ケース(触法、児相案件、市外ケース等)の対応
- ・虐待防止センター業務

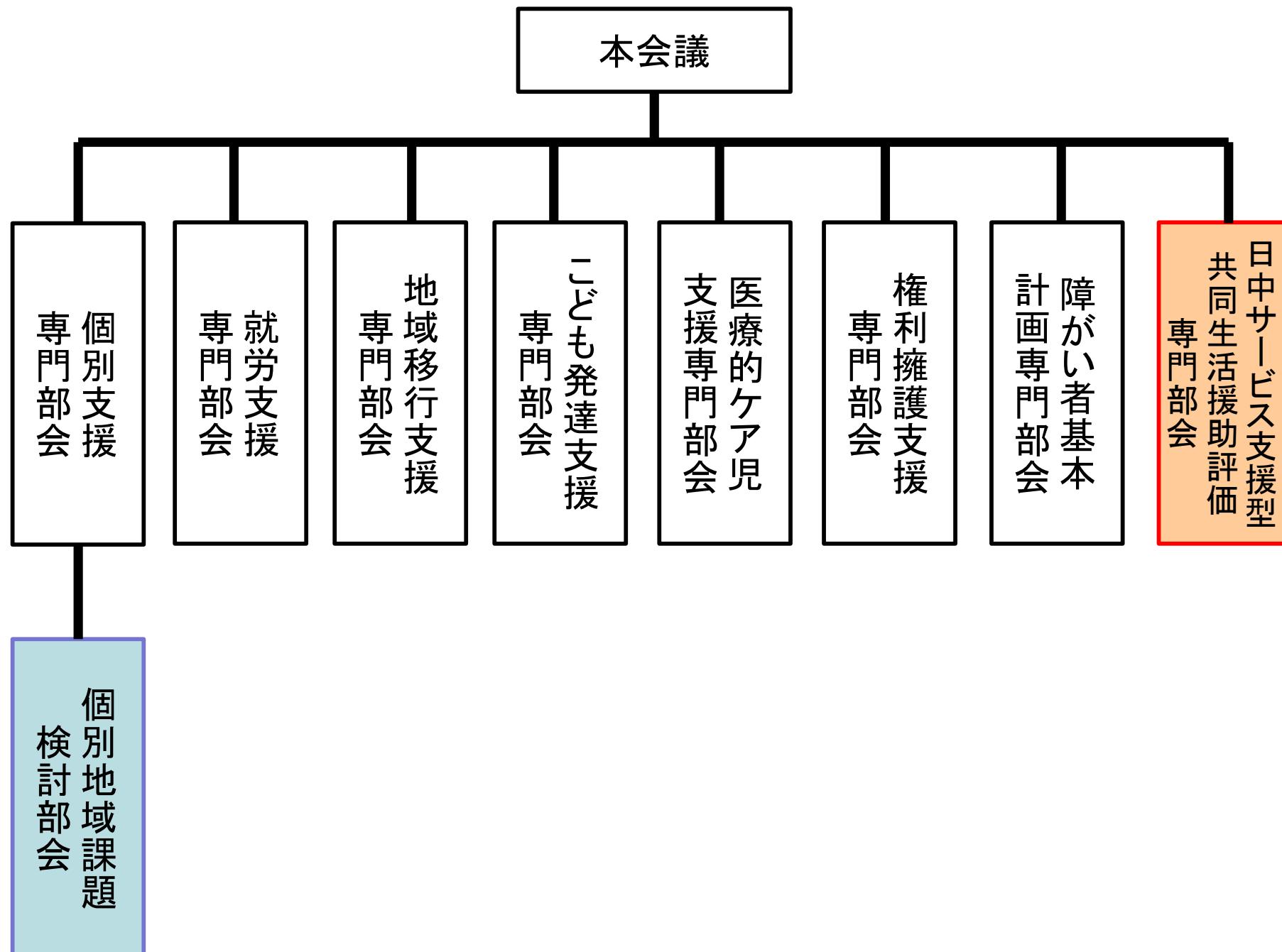
- ・担当エリア内の「障がい」に関する一般的な相談
- ・計画相談対応(計画作成、調整、モニタ等)
- ・地域移行・地域定着相談支援対応(一般相談)
- ・自立支援協議会専門部会事務局
- ・担当エリア内「指定特定事業所」のフォロー
- ・基幹センターとの連携
- ・権利擁護、虐待防止の普及

- ・基本相談(サービス利用前の相談)
- ・計画相談(一部:地域移行、定着相談)
- ・権利擁護、虐待防止の普及

○岡崎市の自立支援協議会



令和8年度からの岡崎市障がい者自立支援協議会



○他職種連携への取組み

★個別事例における協働★

- ・個々の相談支援専門員がそれぞれの事例で協働をしている。
- ・関係機関との協働に課題が発生した際に、委託相談、基幹センターもチームに加わり調整

＜具体的な連携介入例＞

8050問題家庭での高齢福祉分野との連携調整

※ 包括×行政×高齢×事業所×病院など

児童養護施設等を利用しているお子さんの卒業後の居住サービス調整

※ 学校×児相×児童養護施設×GH×通所事業所など

医療観察法に則った事例についての連携

※ 病院×保護観察所×宿泊型自立訓練施設×通所事業所×行政×家族など

介護保険2号被保険者への介護保険と障がい福祉サービス利用の調整

※ 包括×ケアマネ×ヘルパー事業所×通所事業所×行政など

○他職種連携への取組み

★地域づくりにおける協働★

- ・障がい福祉サービス分野内での顔の見える関係性作り。
- ・他職種との顔の見える関係性作りのための仕掛け

＜具体的な活動例＞

岡崎市サービス等事業者連絡会の活性化

※ 各サービス種別の部会での活動(勉強会、事例検討、制度理解、人材育成等)

※ 岡崎市内のサービス事業所が一堂に会する「全体会」の実施

他職種との研修会、打合せ、勉強会など開催

※ 市民向け権利擁護講演会＆交流会の開催

※ ケアマネ交流会、勉強会での相談支援事業の普及啓発

※ 特別支援学校等の教員向けに相談支援事業の理解促進

地域とのつながり働きかける機会

※ 市の出前講座等での障がい児者についての理解促進

○他職種連携への取組み

★他職種協働の土壤づくり★

- ・自立支援協議会や各専門部会での議論を通して、各専門機関とも意見交換、実際の活動に繋げる
- ・基幹センターが主体となって実施する研修会、勉強会

＜具体的な活動例＞

自立支援協議会、各部会での協議や研修、イベント企画

※ 個別支援専門部会：ヘルプカードの普及啓発

強度行動障がい児者支援についての研修の企画検討

通学に関する支援について課題整理

相談支援専門員の業務範囲について課題整理

※ 就労支援事業所部会：就労選択支援についての仕組みづくり

※ 権利擁護支援専門部会：権利擁護理解ワークブックのブラッシュアップ案検討

※ 地域移行支援専門部会：社会資源の課題（ヘルパー不足、障がい理解等）検討

※ 子ども発達支援専門部会：研修会実施。みどりのファイル活用検討

※ 医療的ケア児支援専門部会：医療的ケア児支援ガイドブックの作成

個別支援専門部会 「ヘルプカードの作成普及」

あなたの支援が必要です。	
ヘルプカード	
 岡崎市	
名前	なまえ
じゅうしょ	
生年月日	年 月 日 血液型
緊急連絡先	なまえ (電話番号)
障がいの有無	なまえ
くすり	名前 剂数 剂量 日本語 英語
アレルギー	
かかりつけ医連絡先	なまえ 電話番号
私は _____ ので _____ を お願いします。	
【私が手伝って欲しいこと】	
カードを持ち歩いているときや緊急のときは、 カードの内側を見てください。 花入日 年 月 日	
	

ヘルプカードとは…

援助を必要とする人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲のひとにお願いするためのカードです。

【記入の仕方】

- 住所…実際に住んでいる住所を記入してください。
- 血液型…輸血などが必要な場合、重要な情報です。確認しておくとよいでしょう。
- 緊急連絡先…災害時など連絡を取りたい人の情報（裏面も活用してください。）
- 発作の有無なども書いておきましょう。
- おくすり手帳を見て普段飲んでいる薬を書いておきましょう。服薬の注意点や飲む頻度も記入しておきましょう。
- 食べられないものなどを書いておきましょう。
- 複数ある場合、一番身近な医療機関を書いておきましょう。

配慮してほしいことや手伝って欲しいことを記載しましょう。
フリースペースに自由に記入してください。
（例）

- 私は耳が不自由なので筆談をお願いします。
- 知的障がいがあるので、家族（緊急連絡先）に連絡をお願いします。



オカザキもんとオカザキもん。

ヘルプカードは災害時に避難所で提示することなどで、周りの人に自分のことを知ってもらいややすくするツールになります。

バスケースなどに入れて携帯しておくと役に立ちます。

～ヘルプカード作成にあたって～

私たちは令和2年度からヘルプカードの作成に取り組みました。障がいのある方が携帯することで、災害時や緊急時に手を貸してくださる方との繋がりをつくる第1歩目のツールになればとの想いで、相談員や防災関係者、地域の方々の意見を聞きながら完成しました。

災害や困難はいつやってくるかわかりません。障がいの有無に関わらず、備える意識を持ってヘルプカードの活用が広がっていったらいいなと思います。

岡崎市障がい者自立支援協議会
個別支援専門部会

必要に応じてチェックを入れてください。



ヘルプマークと一緒に持ち歩くのがおすすめです！



〈 災害時にとるべき行動と、 相当する警戒レベルについて 〉

警戒レベル	行動など
警戒レベル1	自然への心構えを怠めましょう。
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップなどで、避難時の行動を確認しましょう。
警戒レベル3 高齢者などに 対応	避難に準備がかかる場合（高齢の方た、障がいのある方など）とその対応方法を確認しましょう。そのためには、避難の準備を強化しましょう。
警戒レベル4 土砂崩れ	泥の多い場所に避難しましょう。 避難場所までの移動が危険と想われる場合は、近くの安全な場所や自分のより安全な場所に避難しましょう。
警戒レベル5	すでに避難が既にしている状況です。命を守るために避難行動をとりましょう。

緊急連絡先1 なまえ	
姓	
電話番号	
メール アドレス	

緊急連絡先2 なまえ	
姓	
電話番号	
メール アドレス	

- 耳が不自由です 目が不自由です
足が不自由です 知的障がいがあります
人工透析をしています
ベースメーカーを使用しています
（ ）発作があります
パニックになることがあります
 理由（ ）
手話か筆談でお願いします
簡単な言葉で説明してください
移動の際、介助してください
 内容（ ）

≪メモ≫



私の避難所 _____

家族の集合場所 _____

権利擁護支援専門部会作成のワークブック



岡崎市 障がい者自立支援協議会
権利擁護支援 専門部会

目次	1
1 はじめに	2
1) 権利擁護について	2
2) 権利擁護の方法	3
2 ワークの活用	5
1) エピソードをもとにしたワークの進め方	5
進行役の方へ	5
参加者へ	6
2) ワーク実践	7
エピソード1 ICカード	7
エピソード2 TVが見たい	9
エピソード3 水汲み	11
エピソード (フリーページ)	13
3 ワークをとおして	15
4 おわりに ~権利擁護と対話~	16

権利擁護支援専門部会作成のワークブック

2) ワーク実践 <エピソード2: TVが見たい>

どうしても見たかった…

Bさんは、ダウン症で療育B判定の手帳をもつ、30代の男性です。平日の日中は、通所先のサービス事業所で過ごします。

今日は事業所のイベントの日。いつもなら楽しそうに参加するのですが、朝、送迎の車中から機嫌が悪い様子で、車からおりてもなかなか動けません。イベントの時間になり職員が会場に誘いますが、Bさんの反応は変わらず。声をかけられながら、なんとか会場に入ることができましたが、目の前に食事が置かれてても、ずっと下を向いて手をつけられないでいます。

お昼を過ぎた頃、ようやく職員に理由を話してくれました。

昨夜は「サッカーワールドカップ 日本 対 クロアチア戦」。実はBさんも友人と世纪の一戦を前に盛り上がり、とても楽しみにしていました。

しかし、試合の中継は、日本時間で深夜0時スタート。家族から「朝起きれないから…」と反対されてしまい、観ることが叶わなかったそうです。



状況をイメージしながら、下の質問について考えてみましょう

Q1. この話では誰が困っているでしょうか？

※「困っている人」を挙げてみましょう。

Q2. Q1の人は「何に」困った・悩んだのでしょうか？

※その人の立場に立って、考えてみましょう。

Q3. Q2の困りごとは、どうしたら小さくする・なくしていくことができるでしょうか？

※思いついたことから出しで出しで、話してみましょう。

周りの人の考えも聞いてみよう

2) ワーク実践 <エピソード2: TVが見たい>

もう一度、ふりかえって考えてみよう

「もしかしたら、Bさんの家族だったら…？」

「あなたが職員で、事前にBさんがTV観戦を楽しみにする様子を知っていたら…？」
どんなことができそうか、考えて共有してみましょう。

今回のワークをしながら、感じたこと・考えたこと

お互いの意見を聞いて「気が付いたこと」や「考えが深まったこと」など、ワークの感想について、共有してみましょう。

人を動かす原則

- ・ 批判も非難もしない
- ・ 率直で誠実な評価を与える
- ・ 人の立場に身を置き、強い欲求を起こさせる

～D・カーネギー著「人を動かす」(新潮社)より～

コミュニケーションの7原則

- ①コミュニケーションの主人公は受け手(相手)
- ②ミュニケーションの目的は、相手を肯定的に変化させること
- ③感情の発散とコミュニケーションは違う
- ④失敗はより良い未来のための練習
- ⑤誰もが人生がはじめて！ストレスは学びのチャンス
- ⑥無条件に自分を大切にして、はじめて目の前の人を大切にできる
- ⑦日々の出来事が、より幸せに生きるために起きている

連携はクモの巣のように



参考文献

- ・ 多職種連携の技術(アート)地域生活支援のための理論と実践 野中猛 中央法規出版2014/9/1
- ・ 図解ケアチーム 野中猛 中央法規出版
2007/11/1
- ・ 障がい者ケアマネジメントの基本 東美奈子・大久保薰・島村聰 中央法規出版 2015/1/10